

## 2 令和2年度の各施策の実績と評価

### 施策ごとの進捗状況

#### (概要)

平成30年(2018年)3月に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」について、計画実施3年目となる令和2年度の「管理指標」の進捗状況及び施策の実施状況を確認した。

#### 1 管理指標の進捗状況

管理指標					計
1 総合的な管理指標	0	1	0	0	1
2 【基本方向1】 「多様な生物の個性とつながりを大切にする」	0	1	6	0	7
3 【基本方向2】 「生物多様性を支える社会をつくる」	0	5	3	1	9
4 【基本方向3】 「生態系を保全・再生・創出する」	0	2	4	2	8
計	0 (0.0%)	9 (40.9%)	13 (59.1%)	3 ( - )	25 (100%)

40.9%

#### < 管理指標の進捗状況区分 >

区分	進捗状況	基準
	計画を上回って実施(予定含む)	現状値が期待値の推移の+30%超
	計画どおり実施(予定含む)	現状値が期待値の推移の±30%の範囲内
	計画より遅れており、より一層の推進を要する	現状値が期待値の推移の-30%未満
	「今年度の見込」の設定が難しい指標	

毎年度の目標達成を目指す数値目標の場合、「目標値」未滿を「基準値以下」とする。

#### 2 評価・分析

- ・管理指標は、令和2年度の実績値が明らかになった22指標のうち、9指標が「計画どおり実施( )」、13指標が「計画より遅れており、より一層の推進を要する( )」となり、順調に進捗している指標は40.9%に留まった。このため、**計画全体として進捗の遅れがみられると評価した**。昨年度から引き続いて基本方向1の管理指標の多くに遅れが見られるほか、新型コロナウイルスによる進捗への影響があった指標がいくつかみられた。
- ・進捗に遅れが見られる指標については、市町や民間企業、県民など、様々な主体との連携や取組促進をより一層図る必要がある。
- ・指標の進捗が遅れているものについては、その要因を分析するとともに、評価を踏まえた施策の改善や重点化など、来年度以降の施策の展開に反映していく。

## 総合的な管理指標

管理指標	実績			目標	評価区分 aとb を比較
	2016年度 (H28)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2) a	2027年度 (R9) b	
県内の野生生物の絶滅種数	(絶滅：12種)	0種 (絶滅：12種)	0種 (絶滅：12種)	0種 (絶滅：12種)	

### 指標の定義

静岡県版レッドリスト2017に掲載されている絶滅種(12種)以外で新たに「絶滅」の категорияに選定された種数(既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く)

## 【基本方向1】

### 「多様な生物の個性とつながりを大切にする」の管理指標

- 行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進
- 行動方針2 希少野生動植物の保護
- 行動方針3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止
- 行動方針4 野生鳥獣の保護・管理

管理指標	実績			目標	評価区分 aとb を比較
	2016年度 (H28)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2) a	2027年度 (R9) b	
自然公園・自然環境保全地域面積	90,343ha	90,347ha	90,347ha	90,347ha	
富士山登山道沿いの外来植物種数 調査4年毎	0種	(未実施)	2種	0種	
鳥獣保護区等の面積	187,839ha	186,927ha	186,393ha	187,839ha	
狩猟者の登録件数	5,158人	5,274人	5,043人	6,000人	
伊豆地域ニホンジカ生息頭数	約32,000頭 (2015年度末)	28,200頭	25,300頭	約5,000頭 (2021年度)	
富土地域ニホンジカ生息頭数	約24,000頭 (2015年度末)	22,500頭	18,600頭	約5,000頭 (2021年度)	
愛玩動物に関する苦情の件数	2,621件/年	2,534件/年	2,603件/年	1,800件/年 以下 (2023年度)	

## 行動方針 1 生物多様性に関する調査・研究の推進

### [ 水辺の国勢調査 ]

- ・河川水辺の国勢調査は、河川では、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の6項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等、河川構造物を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者数などを調査する「河川空間利用実態調査」の計8項目の調査。令和2年度は、安倍川において調査を実施。[ 河川企画課 ]



水生生物の簡易調査

### [ 動植物や自然環境の調査 ]

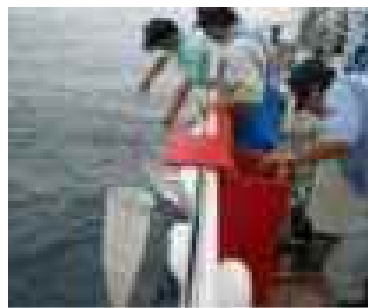
- ・県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、各種調査を実施。[ 自然保護課 ]

### [ 各研究所や民間団体との連携による調査・研究等 ]

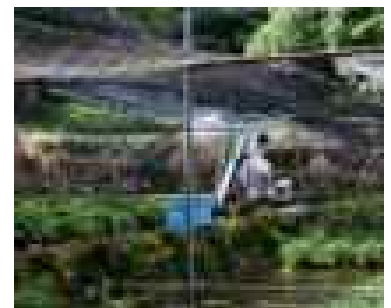
- ・持続的農業生産技術や森林保全技術の開発に関する研究を実施し、研究成果を発信・共有。  
[ 農林技術研究所 ]
- ・水産資源の維持管理、遺伝的攪乱の防止、深海生物の調査、希少生物の保護等に関する研究を実施し、研究成果を発信・共有。[ 水産・海洋技術研究所 ]
- ・ブナ林等高山生態系の温暖化による影響について調査を実施。[ 環境衛生科学研究所 ]
- ・茶草場における生物多様性調査の実施。[ 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会、お茶振興課、NPO 法人静岡県自然史博物館ネットワークとの協働 ]
- ・わさび田における生物多様性調査の実施。[ 静岡わさび農業遺産推進協議会、農芸振興課との協働 ]



希少野生動植物の調査会



調査船での魚類調査



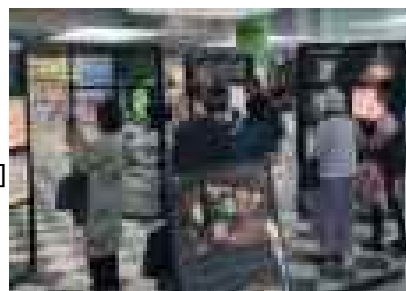
わさび田における生物多様性調査

### [ ミュージアムを中心とした調査・研究等 ]

- ・県内自然環境の考察・理解に資する諸地域での調査研究、自然史 標本の収集保管、成果の発信（展示・出版等）各種学会年会の誘致・開催、各種イベント等での教育普及の実施。

#### 移動ミュージアム（R2）

- ・ミュージアムキャラバン（43箇所、194,114人）
  - ・ミニ博物館（13箇所、105,774人）
- [ 文化政策課・地球環境史ミュージアム ]



移動ミュージアム（JR 静岡駅地下道）



ミニ博物館

### [ 希少野生動植物の調査 ]

- ・土地の改変面積が5haを超える開発を行う場合、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種を含め、自然環境についての調査及び保全対策を実施するように指導。[ 自然保護課 ]

本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国約160種のうち51種の、鳥類では、全国約700種のうち414種の生息が、植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約7,000種のうち、3,419種の生育が確認。

県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物10分類群を対象とした静岡県レッドリスト(R2.3改訂)では、評価対象とした県産種13,445種のうちの約1割に当たる1,263種が絶滅の危機。

### [ レッドデータブックの普及 ]

- ・絶滅の可能性のある野生生物の分布や生息・生育状況について詳細に取りまとめた静岡県レッドデータブックを公表。
- ・初版発行時からの状況変化を調査し、改訂版を作成。平成31年3月に「動物編」、令和2年3月に「植物・菌類編」を県ホームページに公表。静岡県レッドデータブックの内容を分かりやすく編集した「普及版」を出版。[ 自然保護課 ]



改訂した静岡県レッドデータブック 「動物編」(左)、「植物・菌類編」(中央)、「普及版」(右)

### [ 条例等による保護 ]

- ・静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年条例第37号)に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの11種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制。
- ・各種団体と連携し調査・保護対策を推進。[ 自然保護課 ]



ヒメヒカゲの現地調査

**[ 傷病希少野生動物の保護 ]**

- ・日本平動物園と浜松市動物園の2箇所において、ケガをした野生鳥獣を保護。[ 自然保護課 ]

傷病鳥獣保護件数 ( R2 )

区分	鳥類	獣類	合計
日本平動物園	31(10)	1(0)	32(10)
浜松市動物園	15( 3)	0(0)	15( 3)
計	46(13)	1(0)	47(13)

( )内は放鳥獣類で内数。

**[ アカウミガメの保護 ]**

- ・自治会等が行う海岸清掃に要する経費について補助する市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金を交付。[ 河川砂防管理課 ]

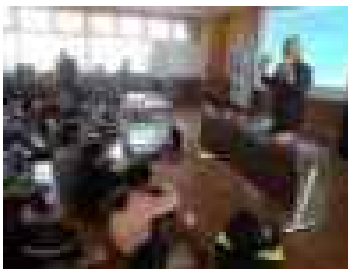
養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めることにより、アカウミガメの生息域に配慮。[ 河川海岸整備課 ]

- ・遠州灘海岸において、環境保護団体とアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施。[ 自然保護課 ]

NPO 法人サンクチュアリエヌピーオーと産卵保護事業を実施。

県下全域 (産卵頭数 : 200 頭、産卵個数 : 23,850 個)

アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を行うとともに、海岸のクリーン作戦を実施。



マイクロプラスチックについて講演

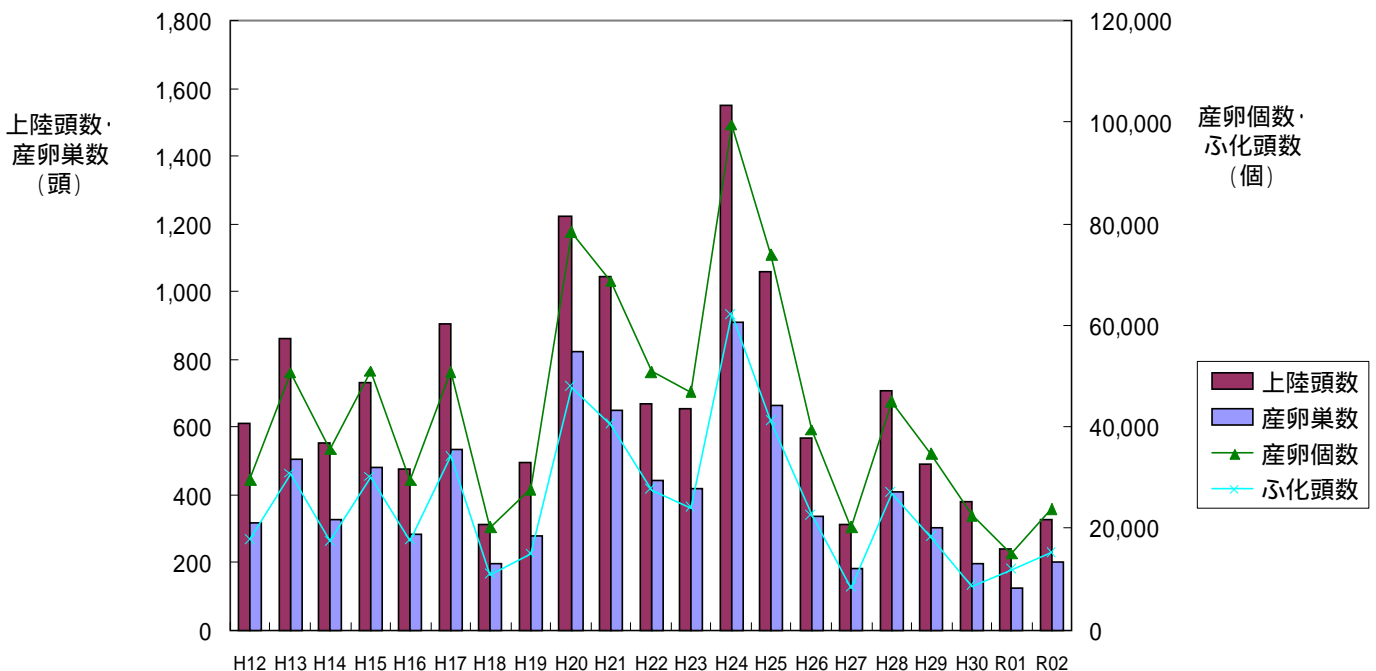


アカウミガメ観察会



プラスチック回収 BOX 設置

遠州灘でのアカウミガメ上陸数等 ( 御前崎市から浜松市まで )

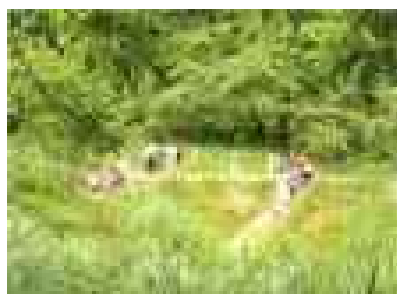


## [ニホンウナギの資源管理]

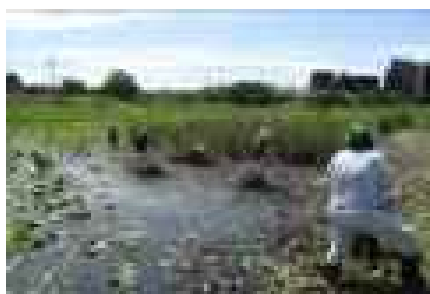
- ・内水面漁場管理委員会指示を更新し、10～2月のウナギの採捕禁止を継続。  
R3 漁期 (R2.11月～R3.4月)の本県のシラスウナギの池入れ実績は2.0トン/割当量2.4トン。  
[水産資源課]

## [自然再生事業時における配慮]

- ・「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき、富士山静岡空港周辺に生育・生息する希少動植物の保護・保全を適切に実施。ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の維持管理などを実施。  
[空港管理課]
- ・麻機遊水地において、貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生を推進するため、底質・水質モニタリング調査及び浄化対策を実施。[河川企画課、河川海岸整備課]
- ・県立静岡北特別支援学校は、「麻機遊水地保全活用推進協議会」と協働して「地域と歩む麻機遊水地保全活動プロジェクト『麻活』」を実施。[特別支援教育課]



空港周辺のビオトープ



麻機遊水地区における活動



静岡北特支の発表風景

- ・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。[自然保護課]  
自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制。

自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数(単位：件数)

区分	年度	令和2年度
国立公園		414
国定公園		64
県立自然公園		219
公園小計		697
自然環境保全地域		5
計		702

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。平成29年度から平成30年度にかけて、関係機関との調整を行っていた明神峠自然環境保全地域及び函南原生林自然環境保全地域について、令和元年度は、環境審議会において保全計画の変更案を諮問し、令和2年度は、環境審議会の答申を受け、両地区の区域変更を行った。
- ・静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の開発行為で一定規模以上のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。[自然保護課]

### [ 外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発 ]

- ・ 特定外来生物対応庁内連絡会を開催。
- ・ 外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページによる普及・啓発。
- ・ 外来生物発見情報の収集及び同定等への協力や防除の指導。
- ・ 環境省実施の港湾調査、ヒアリ研修会等への協力。
- ・ 富士山麓外来植物等調査を実施。[ 自然保護課 ]



ヒアリ研修会



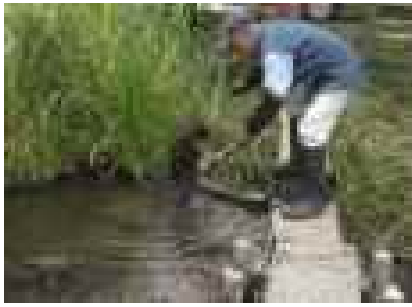
特定外来生物チラシ



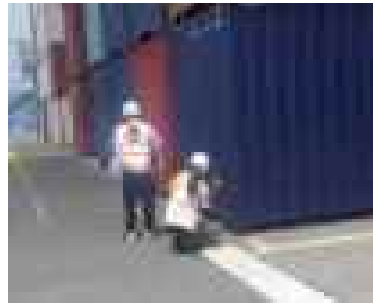
外来植物除去活動

### [ 外来生物の駆除・移植制限 ]

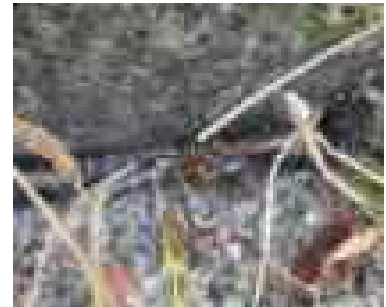
- ・ 県では、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査（平成 15～23 年度）、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果や、確認情報等から、県内において動物 27 種、植物 10 種、計 37 種を確認。（令和 3 年 3 月末現在）
- ・ 上記の調査結果や平成 30 年 1 月末に作成したリーフレット「ストップ！特定外来生物」及びヒアリ等確認時の対応等についてのマニュアルなどについては、県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起及び普及啓発を実施。
- ・ 特に、ヒアリ・アカカミアリについては、国や関係市町と連携し、専門家の指導のもと、早期発見・駆除・定着防止を実施。
- ・ 富士山では、外来植物に関する講習、除去を実施。（ふじさんネットワークと共催「外来植物除去講習会」、R2.11.5 開催、参加者 7 人）
- ・ 各市町においてセアカゴケグモを駆除。（R2：静岡市、森町、掛川市、浜松市、裾野市、島田市で発見）
- ・ 桶ヶ谷沼におけるアメリカザリガニを駆除。[ 自然保護課 ]
- ・ 清水港や御前崎港における、ヒアリ等生息調査を実施。[ 港湾企画課 ]  
御前崎港においてアカカミアリを確認し、全て殺処分。（R2.9）
- ・ 富士山静岡空港において、11 月にターミナル地区を中心に専門家による現地調査を実施。（ヒアリ等の発見なし）[ 空港管理課 ]  
富士山静岡空港株式会社（運営権者）が、捕獲キットを設置して生息状況調査を毎月実施及び国からのヒアリ等生息調査要請を受けて、調査結果を随時報告。
- ・ 外来生物であるオオクチバス（別名：ブラックバス）やブルーギルは、外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進等のほか、静岡県漁業調整規則により移植の原則禁止を継続。  
[ 水産資源課 ]
- ・ 県立森林公園において、指定管理者（（一社）フォレメンテあかまつ）がボランティア等と協力し、鋭いトゲのある外来植物のメリケントキンソウや、特定外来生物のオオフサモの駆除活動を実施。
- ・ しずおか里山体験学習施設「遊木の森」において、運営受託者（認定 N P O 法人しずおか環境教育研究会）がボランティア等と協力し、外来植物のワルナスビの駆除活動を実施。[ 環境ふれあい課 ]



アメリカザリガニの駆除



ヒアリ調査



セアカゴケグモ（環境省 HP）

#### **[ 遺伝的攪乱に配慮した漁業 ]**

- ・栽培漁業における放流魚の親魚は、放流海域より採捕した魚を使い、定期的に一定数を入替え。一つの系統に固定されてしまわないよう配慮。  
海域の天然親魚を養成するため、マダイ 17 尾、ヒラメ 7 尾、トラフグ 10 尾、クロアワビ 76 個を追加、ノコギリガザミ 14 尾、クルマエビ 187 尾は、全て入替え。[ 水産資源課 ]

#### **[ 動物の愛護と遺伝的攪乱への配慮 ]**

- ・飼い主に対し、終生飼養、適正飼養、所有者明示等の指導を実施。（指導件数 4,087 件）
- ・動物取扱業者への立入検査を行い、法令遵守の徹底等について指導。（立入件数 834 件）[ 衛生課 ]



[ 鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定 ]

・ 鳥獣保護区の設定 (R2) (面積 : ha)

特別保護地区		鳥獣保護区		狩猟鳥獣捕獲等 禁止区域		指定猟法 禁止区域	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
4	6,041	111	139,768	4	3,521	1	815

- ・ 狩猟者に狩猟可能な区域を分かりやすく示すため、狩猟地図をGISにより提供。
- ・ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の設定、捕獲者の許可基準など、県の鳥獣保護管理事業の指針となる「第12次鳥獣保護管理事業計画」を平成29年3月に策定。また、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定に合わせ、生息頭数が著しく増加し、生態系への影響が懸念される鳥獣(ニホンジカ、イノシシ及びカモシカ)に対し、長期的な視点から管理を図るための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定。
- ・ 平成31年4月に、市町との連携を強化するため、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ第4期)の管理ユニットを市町単位へと変更。
- ・ ニホンジカ生息密度調査の実施。
- ・ カモシカモニタリング調査の実施。[自然保護課]
- ・ 広域に移動するカワウについては近隣都府県により構成されるカワウ広域協議会に出席し、情報共有。アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、有識者、漁協、保護団体、行政等で構成する「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、より効果的・効率的な対策のあり方を検討。[水産資源課]
- ・ 市町の鳥獣被害防止計画に基づく活動を支援。(R2補助金169,958千円)[地域農業課]

[ 被害防止や個体群調整による鳥獣被害対策 ]

- ・ 生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成16年度から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数を適正な数まで減らすための管理捕獲を実施。(R2捕獲実績:14,305頭)
- ・ 南アルプスの高山植物をニホンジカの採食圧から守るため、防鹿柵の設置等の植生保護対策及び復元活動をボランティア団体との協働により実施。[自然保護課]
- ・ 銃器によるカワウ駆除を実施する県内漁協に対しその費用を助成。(R2捕獲実績:994羽)  
[水産資源課]
- ・ 市町の被害防止計画の施策を適切に実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を推進。  
(令和3年3月末現在の設置市町数25)
- ・ 副知事をトップとした「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を設置し、「野生鳥獣緊急対策アクションプログラム(平成30年度~令和3年度)」に基づき、市町による「被害防止計画」の策定と実施に向けた支援事業等の活用を促進。
- ・ 侵入防止柵の整備支援や地域の鳥獣被害対策の指導者である静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成、農業者自らによる被害防止対策の実施に向けた技術支援などを推進。[地域農業課]
- ・ 森林環境保全直接支援事業で獣害防止柵設置支援。(R2実績:29,128m)[森林整備課]

## [ 狩猟登録者の増加・指導と獣肉の利活用 ]

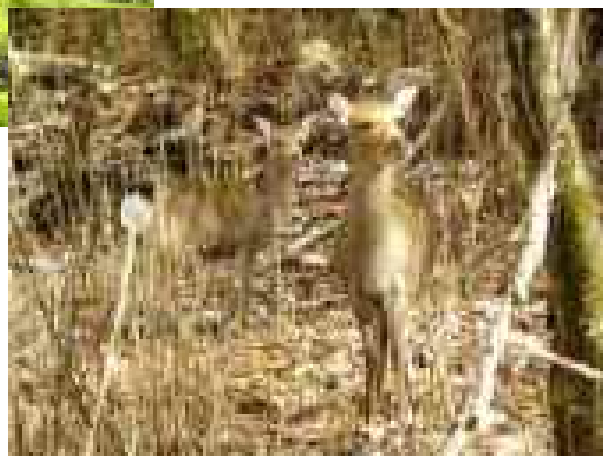
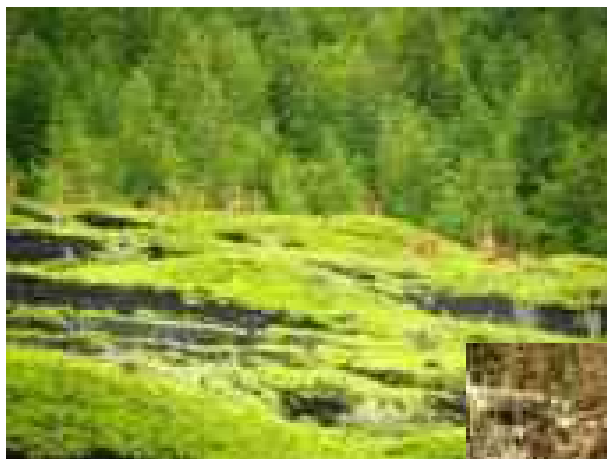
- ・ニホンジカの管理捕獲や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)等の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修に加え、第一線で活躍するハンターを育成するスペシャリスト養成研修を実施。

管理捕獲等担い手育成研修。(R2 参加者人数:52名)

- ・狩猟や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施。[ 自然保護課 ]
- ・県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン(ニホンジカ、イノシシ)」に基づく食肉加工を推進。
- ・県内の獣肉処理加工施設の紹介ちらしの配布やホームページへ掲載して、ガイドラインに沿った衛生的な食肉利用を推進するためのPRを実施。
- ・市町の被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し支援。
- ・1市が減溶化処理施設、4市が侵入防止柵を整備するとともに、30市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会等を実施。
- ・1市の獣肉処理加工施設が、消費者への安全・安心なジビエの提供のため、農林水産省の「国産ジビエ認証」を取得。[ 地域農業課 ]



ジビエに関するチラシ



## 【基本方向 2】

### 「生物多様性を支える社会をつくる」の管理指標

行動方針 5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

行動方針 6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

行動方針 7 生物多様性に関する環境教育の推進

管理指標	実績			目標	評価 区分 aとb を比較
	2016年度 (H28)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2) a	2027年度 (R9) b	
一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	917g/人・日 (2013年度)	885g/人・日	(2022年7月 公表予定)	815g/人・日 (2021年度)	-
自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数	159回/年	216回/年	141回/年	160回/年 (2020年度)	
しずおか未来の森サポーター制度参加者数	119社	130社	134社	136社 (2020年度)	
地域戦略の普及に係る講演会や情報交換会等の開催数	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
生物多様性関連資料を活用した環境教育イベント数	0回/年	2回/年	2回/年	2回/年	
県立青少年教育施設の利用者数	163,093 人/年	155,516 人/年	64,101 人/年	170,000 人/年	
緑化優良工場としての受賞件数	71件 (1985~2016 年度の累計)	82件	85件	80件	
リバーフレンドシップ制度を活用する団体数	565団体	635団体	642団体	850団体	
「生物多様性」の用語の認知度	20.00%	20.00%	22.40%	60%	

[消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮]

- ・環境保全や社会貢献の視点で商品・サービスを選択するエシカル消費の普及啓発のため、県エシカル消費啓発サイト「プラス・エシカル」上でエシカルなライフスタイルを紹介する動画の配信やエシカルを推進する事業者の紹介、消費者がSNSで参加するキャンペーン等を実施。
- ・環境に配慮した消費行動やライフスタイルにより持続可能な社会を目指す「消費者市民社会」の理念を普及するため、担い手となる地域人材や教員に対し、消費者教育に関する知識や指導ポイントを学ぶ研修を実施。[県民生活課]
- ・生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備が有効である。本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口 / 行政人口）は、令和元年度末において82.2%と、全国平均の91.7%を下回っている。
- ・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を未受検の浄化槽管理者に送付。（78,000通）
- ・浄化槽管理者への立入検査を実施。（1,024件）[生活排水課、生活環境課]
- ・3市町で実施した漁業集落排水施設の長寿命化対策を支援し、生活排水による影響低減に寄与。  
[漁港整備課]
- ・循環型社会の形成に向け、3R推進月間である10月に、市町と連携して3Rに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開し、10月に富士市田子の浦の海岸で清掃イベントを開催（約100人参加）するなど、令和2年度に延べ約18万人が清掃活動に参加。また、10～12月に県民が6Rの実践宣言・写真をSNS等で投稿する「6Rで海のごみをへらすのであるキャンペーン」（応募約750件）などの啓発を実施。
- ・食品ロス削減推進のため、「食べきりやったね！キャンペーン」の実施。（協力店舗702店）や「使いきり実践チャレンジ」の実施、及び「3R推進フォーラム」を開催し、食品ロスをテーマに講演を実施（約300人）。
- ・県内の大学等の新生を対象に、3Rの意味や必要性、ごみの分別方法等を説明する資料を配付（約10,510人。例年開催している「大学生に教えた3R講座」はコロナ禍のため中止）。
- ・「不法投棄。させない・されない・許さない！」不法投棄撲滅街頭キャンペーンの実施。
- ・平日夜間や休日における民間警備会社によるパトロール及び県下一斉「不法投棄防止統一パトロール」の実施。
- ・民間企業・団体との協定など「監視の目」増強による不法投棄の未然防止・早期発見への取組。  
[廃棄物リサイクル課]

令和2年度「3R推進フォーラム」の概要

開催日	会場	内容	参加者数
10月9日	静岡市民文化会館 中ホール	講演「食品ロスの現状と、食品ロスを減らすためにできる取組」 講師 京都経済短期大学准教授 小島理沙氏  実践事例の発表 富士市（自治体の食品ロス削減施策事例） 認定NPO法人フードバンクふじのくに（フードバンクの取組について）	約300人

## [ 事業活動における生物多様性への配慮 ]

- ・県内事業者に支援員を派遣し、環境マネジメントシステムの導入を支援。( 県内 66 事業者 )

[ 環境政策課 ]

- ・大気関係 323 特定事業所、水質関係 390 特定事業所に対し、立入検査を実施。
- ・事業者向けの化学物質管理の適正管理等を目的とした「化学物質管理セミナー」を Web により開催。
- ・企業等が開催する環境対話集会への参加。( 1 回 )
- ・水生生物に係る環境基準の類型を指定している 62 水域で、常時監視を実施。
- ・内分泌かく乱物質 2 物質のモニタリングを実施。( 太田川、榛南小笠水域の 5 河川 )
- ・事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携の上、原因施設の設置者等に対して流出物の回収等の原状回復措置を指導。
- ・工場において選任されている公害防止管理者を対象に、環境法令や公害防止管理に関する知識・技能習得を目的とした再教育研修を実施。[ 生活環境課 ]

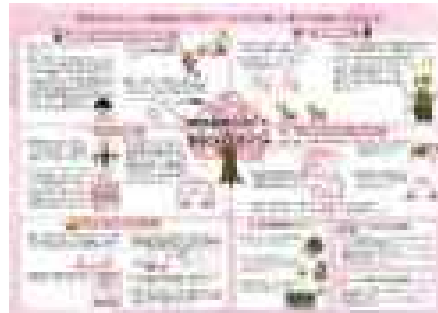
- ・例年、県内外の企業、県内市町の担当者向けに、先進的な工場緑化を実施している企業の視察を実施している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

[ 企業立地推進課 ]

- ・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、環境との調和に配慮した河川災害復旧事業を実施。( 18 件 ) [ 土木防災課 ]
- ・浜松市沿岸域の防潮堤整備において、これまでの工事期間中の対策により、自然環境に対する影響の回避・低減が図られ、自然環境が維持できていることを確認。[ 河川海岸整備課 ]

## [ 森林や農地の管理 ]

- ・森づくり県民大作戦については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の行事が中止や規模縮小となり、行事数 648、参加者数 11,898 人といずれも大きく減少した。
- ・森づくりグループの育成・支援等については、引き続き安全技術講習を開催するとともに、活動継続のための、感染症対策の留意事項をまとめたリーフレットの配布や、感染症対策を徹底したモデルイベントの開催などにより、安全・安心な新しい森づくり活動を普及した。
- ・里地・里山で活動するボランティア団体へ、生物多様性の魅力を活かした新たな森づくりのモデル構築のための研修会を開催するとともに、研修会の内容や先進事例をまとめた冊子を作成した。
- ・しずおか未来の森サポーター制度は、令和 2 年度末で、協定締結企業が 48 社、「間伐に寄与する紙」の購入企業が 86 社、合計 134 社となり、順調に増加。[ 環境ふれあい課 ]



感染症対策リーフレット



研修会の内容等  
をまとめた冊子

- ・農山村地域の持続的な発展を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物や、今後活躍が期待される人物を対象とした研修会の開催や情報誌の発行、地域活動のよろず相談のための「むらづくりワンストップ窓口」の設置・運営等を行うことにより、活発で発展的な活動を主体的に実施する人材を育成。

[ 農地保全課 ]

- ・森の力再生事業などによる間伐等の森林整備を着実に実施し、森林の水源涵養機能や土砂流出防止などの公益的機能の向上を図った。
- ・県では、森林経営計画の作成促進を通じて、森林施業の集約化を推進しており、令和 2 年度末現在、84,662ha ( 速報値 ) の計画を認定。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、非住宅分野を中心に森林認証材の需要拡大が見込まれることから、県営林を核とした森林認証林の拡大と認証材の安定供給体制の整備を促進。
- ・協議会や県内森林認証管理団体の認証取得拡大を支援し、既存の認証林を核とした周辺森林の認証取得を促進。（森林認証林は72,511ha（令和2年度末速報値）に増加）[森林計画課]
- ・高校生の職業選択の中に林業の意識付けを図るための出前講座や就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」等を開催し、新規就業者を確保。
- ・新規就業者を森林技術者として育成するための技術研修や、組織内及び業界内のリーダーを養成するための現場管理、コミュニケーション能力向上研修を実施し、森林管理を担う森林技術者を育成。  
[林業振興課]

### [ 道路や河川の管理 ]

- ・快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や道路美化活動を支援。  
（しずおかアダプト・ロード・プログラム…平成13年度から始まり、令和3年3月末現在、182団体が道路の美化活動に参加）[道路保全課]
- ・「リバーフレンド」として、令和2年度は新たに12団体と同意書を締結。（R3.3月末現在、リバーフレンド団体は642団体）[河川企画課]
- ・生物の営み、河川景観、流水の清浄などを維持し、水利使用を行うために必要な河川の正常流量を確保するため、利水者の取水量の監視、既設の多目的ダムからの適切な補給を実施。[河川企画課]

中央リニア新幹線建設工事における活動の詳細は、地域個別計画（P39）に掲載

### [ 環境影響評価条例・自然環境保全条例 ]

- ・再生可能エネルギーを利用した発電所建設事業（風力・バイオマス）4件、において、環境影響評価手続を通じて、事業者に対し生物多様性への影響の回避低減について助言指導。[生活環境課]
- ・静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全・緑化等を内容とした自然環境保全協定の締結を事業者へ指導。（R2協定締結件数：4件（全県））[自然保護課]

### [ 土地利用指導要綱・林地開発許可制度 ]

- ・県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施（R2：現地調査6件）[土地対策課]
- ・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、1haを超える森林を開発する場合には、「森林法（昭和26年6月26日法律第249号）」に基づく許可が必要。  
ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。
- ・令和2年度の許可件数は9件（40ha）、連絡調整件数は4件（7ha）。[森林保全課]

### [文化財の調査・指定・登録]

- ・文化財の補修・整備に対する助成：112件、186,088千円
- ・新たな県文化財指定：4件
- ・県内各地に残る文化的景観について、文化財としての価値を高め、市町の景観計画等により保護が促進され、将来的には国の重要文化的景観に選定されることを目指して、令和2年度から2か年計画で文化的景観総合調査事業に着手した。[文化財課]

### [文化的景観の保全]

#### <一社一村しずおか運動>

- ・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、協働によって農地等の保全活動を行う「一社一村しずおか運動」を促進。
- ・44の協定組織により、棚田保全活動、農業体験、地場製品の販売、交流活動等を実施。  
取組等：農山村と企業とのマッチングの推進、情報誌での活動紹介などによる活動支援・PR。

[農地保全課]

#### <棚田保全活動>

- ・県内10箇所の棚田等の保全活動について、ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の会員により支援。
- ・棚田等を保全するため、県内10地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。
- ・菊川市「倉沢の棚田」では、地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田で生き物教室等のイベントも開催。
- ・松崎町「石部の棚田」では、「石部棚田推進協議会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施。



棚田オーナーやボランティアによる田植え（松崎町）

[農地保全課]

#### <ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払交付金）>

- ・農業者を主体とした活動や、農業者に加え地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の維持・向上を図る取組。
- ・平成19年度から始まり、令和2年度は233組織が活動。[農地保全課]

#### <歴史的風致地区の維持・向上>

- ・ふじのくに美しく品格のある邑づくりを通じて、歴史や伝統文化の継承に取り組む集落を支援。

[農地保全課]

#### <邑づくり>

- ・令和2年度までに144の地域がふじのくに美しく品格のある邑として登録。登録された邑に対して、広報（HPや季刊誌等を通じた情報発信）、人づくり（研修会の開催やアドバイザー派遣等による人材育成）、協働（ふじのくに美農里プロジェクト、一社一村しずおか運動、しずおか棚田・里地くらぶ、むらサボ企業会員との連携）の施策により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援。[農地保全課]

## [ 地域の景観計画や景観協議会づくり ]

< しずおか農山村サポーター「むらサポ」 >

- ・むらサポに登録された会員（R3.3月末：4,755件）に対して、週に1回メールマガジンにて、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等の情報を発信。

[ 農地保全課 ]

- ・景観形成推進アドバイザー制度等により市町の計画策定等を支援。
- ・各広域景観協議会において行動計画に基づく取組の進捗管理等を行い、景観施策を推進。
- ・景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し人材を育成。[ 景観まちづくり課 ]
- ・荒廃農地等を活用した景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援。
- ・荒廃農地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や新規就農者の農地確保を支援。[ 農業ビジネス課 ]
- ・空港周辺地域の環境を保全するため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施。
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる空港を目指し、地元NPO法人との協働による自然環境活用や景観形成の取組を実施。
- ・空港来訪者への「おもてなし」の観点から、空港アクセス道路沿いのシバザクラ等の維持管理など、空港周囲部を活用した景観形成の取組を推進。[ 空港管理課 ]

## [ 伝統的農法の保全・継承 ]

- ・NPO法人静岡県自然史博物館ネットワークと協同し、認定地域内で生物多様性調査を実施。
- ・オンラインイベント等に参加し、茶草場農法関連情報のPRや、茶草場農法実践認定者の取組紹介を行ったほか、県内外の消費者に対して静岡茶のオンライン講座を実施。
- ・「静岡の茶草場農法」推進協議会の新デザインポスターを作製し、認定市町や農林水産省へ提供を行ったほか、雑誌等に茶草場農法関連の記事を掲載。
- ・県内小学校による茶草場農法の現地見学、生物多様性と持続可能な農業についての勉強会を行ったほか、一般県民に対して茶草場農法・せんがまち棚田を現地にて紹介。[ お茶振興課 ]



### [ 自然とのふれあいの促進 ]

- ・ 県立森林公園や県民の森等、県内 9 箇所 of 自然ふれあい施設の運営・管理を実施。
- ・ 県立森林公園（森の家を含む）及び県民の森では、民間の能力を活用し、利用者へのサービス向上と経費の節減を図るため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入。
- ・ 県立森林公園では、平成 27 年度から再整備事業として、老朽化した施設の修繕及び更新を図っており、令和 2 年度は園内トイレ（7 箇所）の更新等を実施。[ 環境ふれあい課 ]

### [ 生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進 ]

- ・ 農林漁家民宿の開業を促進するため、研修会の開催等により制度の周知を図るとともに、各農林事務所の相談窓口において、開業に係る相談に対応。（5 軒開業）[ 観光政策課 ]

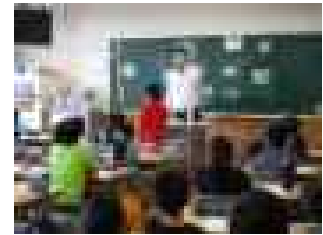
### [ 環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成 ]

- ・ 環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要。令和 2 年度末現在、約 500 人が「静岡県環境学習指導員」に登録。
- ・ 学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会にも環境学習指導員を講師として活用されるよう市町や教育機関と連携。
- ・ 企業やNPO、社会教育施設、行政等の多様な主体の特性を活かした協働取組を推進し、地域における環境学習の担い手としての参加促進を図るため、令和 3 年 1 月に「環境教育ネットワーク推進会議」を開催した。（令和 2 年度ネットワーク参加団体 147 団体）[ 環境政策課 ]
- ・ 市町の効果的な森林環境教育を支援するため、森林環境学習指導者の養成講座を開催。（令和 2 年度修了者 28 名）[ 環境ふれあい課 ]

### [ 子どもへの環境教育・環境学習の推進 ]

- ・ 各学校においては、地域の環境の特徴や子供たちの実態、目指す子供像等を踏まえた上で、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、必要な環境に関する学習を実施。[ 義務教育課 ]
- ・ 地域環境を学ぶフィールドワークや、地域の自然をテーマとした自然科学系の部活動の研究を実践。また、総合的な探究の時間において、地域課題や SDGs と関連して、環境保全や自然保護に関する探究活動を実施。[ 高校教育課 ]
- ・ 県立特別支援学校では、学校や地域の実情に応じ、地域住民や幼稚園、小・中学校、高等学校等と協働した自然保護活動等の学習に取り組んでおり、83.8%の学校が身近な自然の事物・現象や自然科学に対する興味・関心等を育てる「自然体験学習」等を実施。[ 特別支援教育課 ]
- ・ 自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
- ・ 朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー漕艇）やサイクリング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家では海洋活動（ダブルハルカヌー漕艇）やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。[ 社会教育課 ]

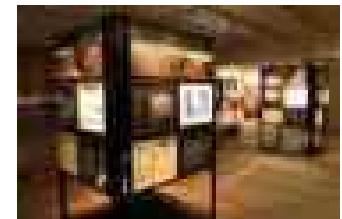
- ・県内の小中学生を対象に環境をテーマとしたこども環境作文コンクールを開催。(応募総数：小学校 35 校・239 作品、中学校 43 校・697 作品)[環境政策課]
- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、令和3年1～2月の間に36の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。[環境政策課]
- ・県内の小・中学生を対象に、「水の週間記念作文コンクール」を実施。  
(R2：県内の小中学校18校から479点の応募)
- ・県内の小学校を対象に「水の出前教室」を実施。  
(R2：小学校64校で3,870人を対象に実施)
- ・他団体主催の各種イベントに参加し、事業説明やパネル展示等、水の啓発活動を実施。(静岡市上下水道フェア、環境衛生科学研究所施設公開等)
- ・「静岡県の湧き水」情報を県のホームページから発信。[水利用課]



「水の出前教室」の様子

### [あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進]

- ・標本と解説をセットしたユニット(ミュージアムキャラバン)を県内の小中学校等に巡回展示。(R2：県内43箇所、観覧者数194,114人)
- ・標本や写真パネルによる展示(ミニ博物館)を実施。(R2：県内13箇所、105,774人)[文化政策課・地球環境史ミュージアム](再掲)
- ・ユネスコ世界ジオパークとしての価値を高める「学術調査」、「教育・普及」に係る取組への支援。[観光政策課]



ミュージアムキャラバン

### [あらゆる媒体による情報提供]

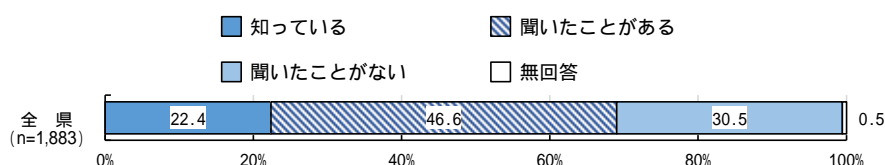
- ・各種媒体による情報提供を実施。  
環境局HPアクセス件数：6,385,314件(R2))  
R2版環境白書発行部数：500部
- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、令和3年1～2月の間に36の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催するとともに、当該学習会の情報をとりまとめ、HP等で発信。[環境政策課]



### 「生物多様性」という用語の認知度と主流化

令和3年度に行った県政世論調査(令和2年度分の事業の評価値)では、「生物多様性」という言葉や意味について、どの程度知っていますかという調査を実施しています。その結果、「知っている」(22.4%)と、「聞いたことがある」(46.6%)を合わせた69.0%が「生物多様性」という言葉を聞いたことがあると回答しました。昨年度と比較し、5.3%上昇しました。

生物多様性という用語自体の認知度も大切ですが、それ以上に生物多様性に対する意識・関心を高めるとともに、実際に生物多様性の保全、利用の行動に結び付けていくこと(=生物多様性の主流化)が重要です。



「生物多様性」の用語の認知度 (R3 県政世論調査)

## 【トピックス】 「ふじのくに生物多様性地域戦略」に関する取組

### 「ふじのくに生物多様性地域戦略」シンポジウムの開催

#### 【要旨】

本県の自然環境の豊かさ、生物多様性について御理解いただく機会となる、標記シンポジウムを、令和2年11月14日（土）に、もくせい会館（静岡市葵区）で開催した。（参加者：95人）

#### 【概要】

##### 基調講演

テーマ：「生物多様性の大切さ」

講師：本川達雄氏（東京工業大学名誉教授）

##### パネルディスカッション

テーマ：「富士山における生物多様性」

コーディネーター：増澤武弘氏（静岡大学客員教授）

パネリスト：本川達雄氏（東京工業大学名誉教授）

山崎宏氏（NPO法人ホールアース研究所代表理事）

- ・来場者からは、「生物多様性という概念をわかりやすく解説して頂いた。」「生物多様性に関わる取組の重要性を改めて感じた。」などの声が聞かれた。



当日の会場写真

### 「生物多様性」に関するホームページの更新

「ふじのくに生物多様性地域戦略」を掲載していたページを更新し、生物多様性に関する概要や、本県の取組状況などの情報を加えたページにリニューアルした。

今後も、生物多様性に関する本県の新たな取組や実績報告書などについて随時掲載していく。

#### 【ページのアドレス】

[https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/wild/seibutu\\_shinpoziomu.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/wild/seibutu_shinpoziomu.html)

生物多様性のホームページについては、

静岡県 生物多様性

で

検索



新たなホームページの一部